

## 質問書回答

2019年 1月 21日

「モザンビーク国持続的森林管理及び REDD+プロジェクト」

(案件番号:180528 公示日:2019年1月9日)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	p.9 「第2 プロポーザル作成に係る留意事項」「1 プロポーザルに記載されるべき事項」(2)業務の実施方針等	「1)及び2)を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください」とありますが、「5. 実施方針及び留意事項」「6. 業務内容」の記載量のボリュームも大変多くさらに5年間の実施期間ということを考慮すると、プロポーザルへ記載できる内容もかなり制限されると考えますが、このページ数は間違いありませんでしょうか。	間違いありません。
2	P9 第2 プロポーザル作成にかかる留意事項 1 プロポーザルに記載されるべき事項 (2)業務の実施方針等	「1)及び2)を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。」とありますが、「第3 業務の目的・内容に関する事項」で既に17 ページに達しており、且つ具体的提案を求められている事、プロポーザル提出期限が3週間後の金曜日である事から、一般的には30 ページであり「30 ページとして下さい。」との記載ミスと思われるのですが如何でしょうか？	記載ミスではありません。
3	P.9 第2 プロポーザル作成に係る留意事項 (2)業務の実施方針等	「1)及び2)を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。」 となっておりますが、 第3 業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項及び6. 業務の内容を踏まえて具体的な提案をする場合、20 ページ以内では記載するのが大変困難であると考えます。	変更はありません。

通番	当該頁項目	質問	回答
		記載分量を30ページ以内と修正いただくことは可能でしょうか？	
4	p.14 7. 報告書等 6) 広報関連資料	プロジェクト・パンフレットの初版の提出時期が2019年3月となっているが、現地派遣は2019年4月からであるため内容についての確認を現地 C/P 機関等と行うことができない。一方、p.10 9) 広報活動(イ)では、「作成時期は、活用の機会を勘案し、JICA と相談し決定する。」とされているため、プロポーザルの中で異なる提出時期を提案してもよろしいか。	プロジェクト・パンフレット提出は以下の時期と修正いたします。 2019年5月(初版) 2021年10月(改訂版)* 目安
5	第2 プロポーザル作成に係る留意事項 1 2) 評価対象業務従事者の経歴 及び 第4 業務実施上の条件 2 . (1) 業務従事者の構成案	前者では、 <b>総括/森林・気候変動政策</b> 、後者では、 <b>業務主任者/森林・気候変動政策</b> となっているが、どちらに統一すればよろしいか。	業務主任者/森林・気候変動政策で統一をお願いいたします。
6	p.11 以降 <u>(2) 成果ごとの活動</u>	以下、成果 - にかかる活動について・・・という表現が多いですが、これは成果 ではないでしょうか？ 以下、上記の繰り返しの確認となりますが、 ・p.11 <u>以下、成果 1-1 にかかる活動について、～</u> は成果 1 にかかる活動という解釈でよいでしょうか。 ・p.12 <u>以下成果 2-1 にかかる活動について、現状を踏まえ、～</u> は成果 2 にかかる活動という解釈でよいでしょうか。 ・p.12 <u>以下成果 3-1 及び～</u> は成果 3 にかかる活動という解釈でよいでしょうか。	以下のとおり、訂正いたします。  ・p.11 以下、成果 1 にかかる活動について、～ ・p.12 以下成果 2 にかかる活動について、現状を踏まえ、～ ・p.12 「以下成果 3 における活動 3-1 群及び下記 3-4 群～

通番	当該頁項目	質問	回答
7	第3. 業務の目的・内容に関する事項 6の(2)	(p.12)「以下成果 3-1 及び下記 3-4～」とある一方で(p.13)「以下成果 3-3 及び 3-4」とあり、「3-4」の重複では無いか？	成果 3 における活動 3-4 群は、活動 3-1 群と 3-3 群両方に関連するため、当該記載としています。
8	第3. 業務の目的・内容に関する事項 5の(2-3)の1)及び2) (p.4)	成果3で対象とする「カーボデルガド北部5郡のパイロットサイト～」と「北部5郡における1～2郡のサイト～」の使い分けについて説明を願いたい。PDM 3-1 では「ナンガデ郡及びパルマ郡における自然資源管理フォーラムを通じて～」とあるが、すなわちこの2郡がパイロット郡であり、この中からパイロットサイトを選定する、という解釈で良いか？	対象地域は北部 5 郡、このうち、パイロットサイトは、1～2 郡を選定し、対象郡は、現在のところ、ナンガデ郡及び(もしくは)パルマ郡の想定ですが、これらと異なるパイロットサイト数及び対象郡の提案も可能です。
9	第3. 業務の目的・内容に関する事項 5の(2-3)の4) (p.4)	「～当該企業との連携体制を構築し、参画を得る。」とあるが、このような連携及び合意は JICA の判断事項と考えられるため「～当該企業との連携体制構築と参画を促進する。」程度が適当と考えるが良いか？	本項目は、本事業の実施方針及び留意事項を示す箇所であり、「～当該企業との連携体制を構築し、参画を得る」ことが本事業の方針の一つであることを示しています。これに係る受注者の業務は、活動 2-5、3-1などにおいて、当該企業との連携体制を構築し、参画を得るために必要な活動を検討・実施することであり、その過程で当機構が判断・意思決定すべきことについては、対応します。
10	企画競争説明書 P10 枠内の注 6)	「通訳団員については、補強を認めます。」とありますが、通訳団員(日-ポル語)を入れてもよろしいでしょうか？	業務量の目途と業務従事者の構成(案)で示す全休人月を超えない範囲で提案可能です
11	第3業務の目的・内容に関する事項の P14～15 の 3-3-1 及び 3-3-2.	「・・・活動 3-2-1 で作成した報告書を共有する。」とありますが、この 3-2-1 は、3-3-1 ではないでしょうか？また、これが正しいとして、3-3-1 では、報告書ではなく、「・・・ガイドラインを作成支援する。」とあります。このガイドラインは、報告書ではないでしょうか？R/D の PDM を確認する限りは、このように受け取れます。	以下のように訂正致します。  3-3-1. 他地域での活用を目的とし、自然資源管理の実践結果、森林減少の主要原因に対する対策実施結果、温室効果ガス削減量推計結果、政策立案のための提言を含むガイドラインを作成支援

通 番	当該頁項目	質問	回答
			<p>する。  (誤)ガイドライン、(正)報告書</p> <p>3-3-2. 関連政策に反映させるため、カーボデル  ガド州持続的開発プラットフォームやその他関連す  る国レベル/準国レベルの枠組みを通じて、活動  3-2-1 で作成した報告書を共有する。  (誤)3-2-1、(正)3-3-1</p>

以上